

議案第90号

総社市砂川公園指定管理者の指定について

総社市砂川公園指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 施設の名称 総社市砂川公園
- 2 指定管理者の名称 公益社団法人総社市シルバー人材センター
- 3 指定管理者の所在地 総社市門田717番地1
- 4 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年11月28日提出

総社市長 片岡 聡 一

提案理由

総社市砂川公園指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を経ようとするものである。

総社市砂川公園の指定管理者の概要

(1) 指定管理者となる団体の概要

名 称 公益社団法人総社市シルバー人材センター
代表者 理事長 岡 真司
所在地 総社市門田7 1 7 番地1
設 立 昭和63年2月15日
団体の主たる目的

定年退職者等の高齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需要の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。）に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供すること等により、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、これらの者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

施設管理実績

- ① 総社市勤労者総合福祉センター
- ② 総社市総社ふれあいセンター
- ③ 総社市総合文化センター（夜間）
- ④ 総社市雪舟生誕地公園
- ⑤ 東総社駅自転車駐車場及び服部駅自転車駐車場（市指定管理）
- ⑥ 吉備路風土記の丘

(2) 選定の経緯

- ・令和7年 8月25日 公募を開始
- ・令和7年 9月17日 公募説明会
- ・令和7年10月10日 指定申請書等の応募書類の提出期限
- ・令和7年10月15日 選定委員会開催（プレゼンテーション・ヒアリング審査）
指定管理者の候補者決定

(3) 応募団体数

- ・1団体

(4) 選定基準

- ・基本方針 (15点)
- ・効用発揮 (20点)
- ・安定運営 (75点)
- ・管理経費の縮減 (50点)
- ・地域貢献と環境保護 (40点)

○満点は1,000点

選定委員1人200点×5人=1,000点

(5) 選定理由

①評価

632点

②総評

応募書類、プレゼンテーション及びヒアリング審査により、事業計画や収支予算計画などを審査した結果、管理運営に必要な知識や経験をはじめ、施設の効用発揮、職員配置や経費削減方策などが具体的に提案されており、実現性も高いと評価された。